

別表第四(第三十八條関係)

規定	(略)	事項	書類
法第三十五条第一項	(略)	(略)	(略)
海上運送法第十一条第一項の認可に係る部分	(略)	海上運送法施行規則第八條各号に掲げる事項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第五(第三十九條関係)

規定	(略)	事項	書類
法第三十五条第二項	(略)	(略)	(略)
海上運送法第十二條第一項の認可に係る部分	(略)	海上運送法施行規則第八條各号に掲げる事項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第四(第三十八條関係)

規定	(略)	事項	書類
法第三十五条第一項	(略)	(略)	(略)
海上運送法第十一条第一項の認可に係る部分	(略)	海上運送法施行規則第八條第一項各号に掲げる事項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第五(第三十九條関係)

規定	(略)	事項	書類
法第三十五条第二項	(略)	(略)	(略)
海上運送法第十二條第一項の認可に係る部分	(略)	海上運送法施行規則第八條第一項各号に掲げる事項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(道路運送法施行規則の一部改正)
第二条 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸令第七十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法第九条第四項の協議が調つたとき)	(法第九条第四項の合意しているとき)
第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ)又は協議会において協議が調つているときとする。	第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ)又は協議会において協議が調つているときとする。
第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。 (地域公共交通会議の構成員)	第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。 (地域公共交通会議の構成員)
一 (略)	一 (略)
二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
三 五 (略)	三 五 (略)